

大阪府道高速大阪池田線高架下利用計画（大阪市及び豊中市区間）（案）

1 計画概要

（1）大阪市区間

本件は、大阪府道高速大阪池田線の大阪市区間 18.7 kmにおける連続高架部分のうち、福島高架下について、阪神高速道路株式会社から自動車駐車場として整備する必要があるとの要望を受け、当該高架下の利用計画を策定するものである。

（2）豊中市区間

本件は、大阪府道高速大阪池田線の豊中市区間 8.0 kmにおける連続高架部分のうち、箕輪高架下について、阪神高速道路株式会社から自動車駐車場として整備する必要があるとの要望を受け、当該高架下の利用計画を策定するものである。

2 利用計画

（1）高架下利用部分の選定

①大阪市区間

阪神高速道路株式会社から要望があった福島高架下（福島区）を対象とする。

②豊中市区間

阪神高速道路株式会社から要望があった箕輪高架下を対象とする。

（2）利用用途の決定

①大阪市区間

○福島高架下 用途：自動車駐車場

周辺地域は、都市計画上、商業地域であり、オフィスビルや店舗が立ち並んでおり、通勤用車両や業務用車両の通行が多い地域である。

当該地区では、路上駐車による周辺交通への影響が発生していることから、当該高架下を積極的に活用して自動車駐車場を整備することにより、路上駐車の解消を図り、安全かつ快適な街づくりの促進に資するものである。

②豊中市区間

○箕輪高架下 用途：自動車駐車場

周辺地域は、都市計画上、第1種中高層住居専用地域、準住居地域及び準工業地域であり、住宅、店舗及び事務所が混在し、通勤用車両や業務用車両の通行が多い地域である。

当該地区では、路上駐車による周辺交通への影響が発生していることから、当該高架下を積極的に活用して自動車駐車場を整備することにより、路上駐車の解消を図り、安全かつ快適な街づくりの促進に資するものである。

(3) 占用主体、占用物件等の決定

①大阪市区間

○福島高架下

- ・占用主体 阪神高速道路株式会社
- ・占用物件 自動車駐車場 対象予定面積：800 m²、駐車予定台数：17台
- ・占用の場所 大阪市福島区福島7丁目
- ・占用開始の予定時期 平成19年3月

(参考) 位置図(別紙1)、計画平面図(別紙2)、都市計画図(別紙3)、現況写真(別紙4)

②豊中市区間

○箕輪高架下

- ・占用主体 阪神高速道路株式会社
- ・占用物件 自動車駐車場 対象予定面積：2,300 m²、駐車予定台数：70台
- ・占用の場所 豊中市箕輪2丁目
- ・占用開始の予定時期 平成19年3月

(参考) 位置図(別紙1)、計画平面図(別紙2)、都市計画図(別紙3)、現況写真(別紙4)

以上

大阪府道高速湾岸線高架下利用計画（大阪市及び堺市区間）（案）

1 計画概要

（1）大阪市区間

本件は、大阪府道高速湾岸線の大阪市区間 5.8 kmにおける連続高架部分のうち、北港高架下、中島高架下及び港晴高架下について、阪神高速道路株式会社から、北港高架下は自動車駐車場及び資材置場として、中島高架下は資材置場として、港晴高架下は自動車駐車場として整備する必要があるとの要望を受け、当該高架下の利用計画を策定するものである。

（2）堺市区間

本件は、大阪府道高速湾岸線の堺市区間 7.9 kmにおける連続高架部分のうち、浜寺諏訪森西高架下について、財団法人阪神高速道路協会から資材置場として整備する必要があるとの要望を受け、当該高架下の利用計画を策定するものである。

2 利用計画

（1）高架下利用部分の選定

①大阪市区間

阪神高速道路株式会社から要望があった北港高架下（此花区）、中島高架下（西淀川区）及び港晴高架下（港区）を対象とする。

②堺市区間

財団法人阪神高速道路協会から要望があった浜寺諏訪森西高架下（西区）を対象とする。

（2）利用用途の決定

①大阪市区間

ア 北港高架下 用途：自動車駐車場及び資材置場

周辺地域は、都市計画上、工業専用地域であり、主に工場、倉庫等が立ち並んでおり、工場等への通勤用車両や運搬用車両の通行が多い地域である。

当該地区では、路上駐車による周辺交通への影響が発生しており、また、今後資材置場の需要増が見込まれる地域であることから、当該高架下を積極的に活用して自動車駐車場及び資材置場を整備することにより、周辺の土地利用状況に合

致した街づくりの促進に資するものである。

イ 中島高架下 用途：資材置場

周辺地域は、都市計画上、工業専用地域であり、主に工場、倉庫等が立ち並んでおり、今後資材置場の需要増が見込まれる地域であることから、当該高架下を積極的に活用して資材置場を整備することにより、周辺の土地利用状況に合致した街づくりの促進に資するものである。

ウ 港晴高架下 用途：自動車駐車場

周辺地域は、都市計画上、準工業地域であり、主に工場、倉庫等が立ち並んでおり、工場等への通勤用車両及び運搬用車両の通行が多い地域である。

当該地区では、路上駐車による周辺交通への影響が発生していることから、当該高架下を積極的に活用して自動車駐車場を整備することにより、路上駐車の解消を図り、安全かつ快適な街づくりの促進に資するものである。

②堺市区間

○浜寺諏訪森西高架下 用途：資材置場

周辺地域は、都市計画上、第1種住居地域であり、幹線道路により周辺の住宅地と分断された地域では、マリーナ施設や水産加工業者の施設等が立ち並んでおり、今後資材置場の需要増が見込まれる地域であることから、当該高架下を積極的に活用して資材置場を整備することにより、周辺の土地利用状況に合致した街づくりの促進に資するものである。

(3) 占用主体、占用物件等の決定

①大阪市区間

ア 北港高架下

- | | |
|------------|---|
| ・占用主体 | 阪神高速道路株式会社 |
| ・占用物件 | 自動車駐車場 対象予定面積：1,300 m ² 、駐車予定台数：18台
資材置場 対象予定面積： 800 m ² |
| ・占用の場所 | 大阪市此花区北港2丁目 |
| ・占用開始の予定時期 | 平成19年4月 |

(参考) 位置図(別紙1)、計画平面図(別紙2)、都市計画図(別紙3)、現況写真(別紙4)

イ 中島高架下

- | | |
|-------|------------|
| ・占用主体 | 阪神高速道路株式会社 |
|-------|------------|

- ・占用物件 資材置場 対象予定面積 : 1,600 m²
- ・占用の場所 大阪市西淀川区中島 2 丁目
- ・占用開始の予定時期 平成 19 年 3 月

(参考) 位置図(別紙1)、計画平面図(別紙2)、都市計画図(別紙3)、現況写真(別紙4)

ウ 港晴高架下

- ・占用主体 阪神高速道路株式会社
- ・占用物件 自動車駐車場 対象予定面積 : 500 m²、駐車予定台数: 15 台
- ・占用の場所 大阪市港区港晴 5 丁目
- ・占用開始の予定時期 平成 19 年 3 月

(参考) 位置図(別紙1)、計画平面図(別紙2)、都市計画図(別紙3)、現況写真(別紙4)

②堺市区間

○浜寺諏訪森西高架下

- ・占用主体 財団法人阪神高速道路協会
- ・占用物件 資材置場 対象予定面積 : 500 m²
- ・占用の場所 堀市西区浜寺諏訪森西 2 丁
- ・占用開始の予定時期 平成 19 年 2 月

(参考) 位置図(別紙1)、計画平面図(別紙2)、都市計画図(別紙3)、現況写真(別紙4)

以 上

兵庫県道高速湾岸線高架下利用計画（尼崎市区間）（案）

1 計画概要

本件は、兵庫県道高速湾岸線の尼崎市区間 3.1 kmにおける連続高架部分のうち、末広町高架下について、阪神高速道路株式会社から自動車駐車場及び資材置場として整備する必要があるとの要望を受け、当該高架下の利用計画を策定するものである。

2 利用計画

（1）高架下利用部分の選定

阪神高速道路株式会社から要望があった末広町高架下を対象とする。

（2）利用用途の決定 用途：自動車駐車場及び資材置場

周辺地域は、都市計画上、工業専用地域であり、工場、倉庫及び資材置場が立ち並び、また、県条例に基づく「尼崎産業活力再生地区」に指定されていることから、新たな工場建設なども進んでおり、通勤用車両、運搬用車両や工事用車両の通行が多く、今後の資材置場の需要増が見込まれている地域である。

このため、当該高架下を積極的に活用して自動車駐車場及び資材置場を整備することにより、周辺の土地利用状況に合致した計画的で安全な街づくりの促進に資するものである。

（3）占用主体、占用物件等の決定

- ・占用主体

阪神高速道路株式会社

- ・占用物件

自動車駐車場 対象予定面積：4,800 m²、駐車予定台数：200 台

資材置場 対象予定面積：3,200 m²

- ・占用の場所

尼崎市末広町2丁目

- ・占用開始の予定期

平成19年5月

（参考） 位置図（別紙1）、計画平面図（別紙2）、都市計画図（別紙3）、現況写真（別紙4）

以 上

神戸市道高速道路2号線高架下利用計画（神戸市区間）（案）

1 計画概要

本件は、神戸市道高速道路2号線の神戸市区間7.3kmにおける連続高架部分のうち、横尾高架下について、阪神高速道路株式会社から自動車駐車場として整備する必要があるとの要望を受け、当該高架下の利用計画を策定するものである。

2 利用計画

（1）高架下利用部分の選定

阪神高速道路株式会社から要望があった横尾高架下（須磨区）を対象とする。

（2）利用用途の決定 用途：自動車駐車場

周辺地域は、都市計画上、近隣商業地域であり、市営地下鉄妙法寺駅に近接し、病院や保育園等の公共施設や商業施設等が立地しており、これらの施設を利用する車両の通行が多い地域である。

当該地区では、路上駐車による周辺交通への影響が発生していることから、当該高架下を積極的に活用して自動車駐車場を整備することにより、路上駐車の防止を図り、安全かつ快適な街づくりの促進に資するものである。

（3）占用主体、占用物件等の決定

- ・占用主体 阪神高速道路株式会社
- ・占用物件 自動車駐車場 対象予定面積：1,000 m²、駐車予定台数：20台
- ・占用の場所 神戸市須磨区横尾1丁目
- ・占用開始の予定期限 平成19年3月

（参考） 位置図（別紙1）、計画平面図（別紙2）、都市計画図（別紙3）、現況写真（別紙4）

以上